

きょうと多様な学生受入促進事業 募集案内

1 募集の概要

(1) 趣旨

持続可能な「大学・学生のまち」を実現するため、多様な学生の受入や人材育成等に取り組む京都府地域共創大学連携会議の構成団体である大学、大学院及び短期大学（以下「大学等」という。）の社会人等の多様なニーズに対応した教育プログラムや京都の魅力の発見・体験の促進等、学生の人材育成に繋がる教育プログラムの開発及び実施に要する経費の一部を補助します。

(2) 補助対象者、補助対象事業、補助率及び補助限度額

以下の要件を満たす下表の事業を補助対象事業とします。

1. 多様な学生の受入や人材育成に資する事業であること。
2. 補助事業完了後も継続して実施する事業であること。

補助対象事業名	補助対象者	補助対象事業	補助率 ※1	補助限度額
教育プログラム開発事業	大学等	補助金の趣旨に沿って行われる社会人等の多様なニーズに対応した教育プログラム（リカレント講座等）の開発及び実施	1 / 2	300 万円
京都の魅力発見・体験等プログラム開発事業	大学等	補助金の趣旨に沿って行われる大学等の京都の魅力発見・体験の促進等、学生の人材育成に繋がる教育プログラムの開発及び実施	1 / 2	300 万円

※1 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。

(3) 募集期間

令和4年7月28日(木)～令和4年9月2日(金)

※必要に応じて追加募集を実施することがあります。

(4) 補助対象期間

交付決定日から令和5年3月31日の間に実施する事業を対象とします。

(5) 補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び 賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料等
委託料	プログラムの開発に必要な調査委託等
備品購入費	プログラムの実施に必要な備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>補助対象経費の支払いは令和5年3月31日までに実施すること

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費

2 申請方法 (計画承認申請)

【提出必要書類】

きょうと多様な学生受入促進事業費補助金交付要領に定める以下の様式を作成し、提出してください。

- ① 交付申請書 (別記第1号様式)
- ② 事業計画書 (別紙1)
- ③ 事業収支予算書 (別紙2)

◎ 書類提出及び問い合わせ先

京都府文化スポーツ部大学政策課

〒602-8570 (住所記載不要)

TEL 075-414-4526

FAX 075-414-4187

【提出方法等】

- (1) 提出必要書類は、2部作成し、上記提出先へ持参または郵送してください。
- (2) 封筒等の表面に「きょうと多様な学生受入促進事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。
- (3) 選考は受付期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。
- (4) 申請書類の記入漏れや添付書類等の不備があった場合は、不採択となる場合がありますので、ご注意ください。漏れの無いよう、提出前によく確認いただくか、期間に余裕を持って事前にご質問ください。
- (5) 提出された書類は返却いたしません。

【書類作成上の注意事項】

- (1) 必要に応じ、適宜補足説明資料を添付することは可能です。その場合は資料を2部作成し、併せて提出してください。
- (2) 申請書類作成、送付等に係る費用等は申請者の自己負担になります。

3 審査

【審査の手順】

提出された申請書類について、京都府文化スポーツ部大学政策課内において書類確認、事前整理等を行い、外部有識者からの意見を参考に府が採択します。

なお、書類確認においては、提出された申請書類の内容等の確認及び補助金要領に基づく資格要件を満たしているかの確認をし、必要に応じて申請者に問い合わせを行います。なお、資格要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外します。

【審査の観点】

審査は、事業内容、実施方法及び事業の効果等を勘案して総合的に行います。

【審査の基準】

- (1) 事業の必要性・効果
 - 多様な学生の受入に資する事業であること
 - 府内定着に資する事業であること
 - 事業効果が十分見込まれる内容になっていること
- (2) 事業の実現可能性
 - 事業のコンセプトや事業具体化までのプロセスが明確となっており、計画内

容が妥当である。

○事業の実施体制（事業に必要な人材の確保、連携先の確保等）が妥当である。

（3）事業の市場性

○対象とする地域や分野が明確で、適切な分析により事業効果が見通せるものとなっている。

（4）事業の継続性

○事業開始と事業計画の達成見込がある。

○事業の自走が計画されている。

4 審査結果・交付決定の通知

審査結果に基づき、申請者全員に対し、採択の可否を書面で通知いたします。採択された場合であっても、補助金の希望額より減額となるなど、条件付きの採択となる場合があります。

なお、採択された者については、原則として、補助対象者名、所在市町村、事業名、事業内容の概要等が外部に公表されることがあります。

評価結果の通知と併せ、採択された方には補助金の交付決定通知を送付します。

※審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予め御承知おきください。

5 事業変更

事業計画等を途中で変更する場合は、きょうと多様な学生受入促進事業補助金交付要領に基づき、事業変更承認申請書（第3号様式）、事業計画書（別紙1）、事業収支予算書（別紙2）を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

ただし、軽微な変更については、承認は不要とします。

なお、補助対象経費が増額しても、補助金の増額は認められません。

6 実績報告等

事業完了後は、速やかに（最終締切：令和5年3月31日（金））、郵送により実績報告書等を提出してください。

【提出書類】

- ① 事業実績報告書（第5号様式）
- ② 事業実績報告書（別紙1）
- ③ 事業収支決算書（別紙2）
- ④ 補助事業の実施を示す成果物（写真等）
- ⑤ 経費の支出を確認することができる資料（領収書の写し等）
- ⑥ その他事業の内容が分かる資料

【提出方法】

上記の書類を下記まで郵送してください。

※「きょうと多様な学生受入促進事業実績報告」と朱書きすること

◎ 書類提出及び問い合わせ先

京都府文化スポーツ部大学政策課

〒602-8570（住所記載不要）

TEL 075-414-4526

FAX 075-414-4187

7 補助金額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知します。

8 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告

事業完了後、申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金交付要領に定める以下の書類を作成し、郵送により提出してください。

- ① 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第6号様式）
- ② 積算の内訳のわかる資料